

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和6年8月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、特別児童扶養手当の認定や給付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 ①認定請求の受理、書類審査及び認定結果の通知 ②額改定届又は額改定請求書の受理、書類審査及び額改定結果の通知 ③氏名、住所、支払方法の変更届の受理、書類審査及び結果の通知 ④所得状況届の受理、書類審査及び結果の通知 ⑤未支払手当請求の受理及び支払通知書の交付 ⑥資格喪失届の受理及び資格喪失通知書の交付 ⑦公金受取口座情報の管理等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づいて、本市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(住民記録、市県民税)、2. 団体内統合宛名システム、3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特別児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項、別表 66の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第37条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1～3号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表 66の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条各号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 こども未来課 子育て係 電話番号093-244-1111(代表)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 こども未来課 子育て係 電話番号093-244-1111(代表)
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]